## 別表Ⅲ　教職に関する科目(静岡大学情報学部規則第１７条関係)

（注）別表Ⅲにおける「必修または指定する科目」とは、「卒業するためには必ず修めるべき」という意味ではなく、「教員免許状を取得するためには必ず修めるべき」科目という意味です。

　　　また、別表Ⅲにおける「教育の基礎的理解に関する科目等」とは、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の３区分を指します。

情報科学科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎印は、必修または指定する科目。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区  分 | 授　　業　　科　　目 | 高等学校教諭  一種免許状 | | 年次 | 免許法に掲げる科目 | |
| 免許法施行規則に定める科目 | 英語コミュニケーション  情報処理・データサイエンス演習  日本国憲法  健康体育実技Ⅰ  健康体育実技Ⅱ  健康体育演習 | ◎2単位  ◎2単位  ◎2単位  　1単位  　1単位  ◎1単位 | | 1  1  1～3  1～3  1～3  1～3 | 教育職員免許法施行規則  第66条の6に定める科目  2科目の中から1科目  を必ず履修すること | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | （中等）教育の原理 | ◎2単位 | | 2～4 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | |
| （中等）教職入門 | ◎2単位 | | 1 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | |
| （中等）教育と社会 | ◎2単位 | | 3～4 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | |
| （中等）発達と学習 | ◎2単位 | | 2～4 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | |
| 特別の支援を必要とする子どもの理解 | ◎1単位 | | 2～3 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | |
| 教育課程論 | ◎1単位 | | 3 | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の指導法・特別活動論 | ◎2単位 | | 3 | 総合的な学習の時間の指導法  特別活動の指導法 | |
| 教育の方法・技術 | ◎2単位 | | 3 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | |
| 生徒指導・進路指導 | ◎2単位 | | 3 | 生徒指導の理論及び方法 | |
| 教育相談 | ◎2単位 | | 3 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習  教育実習事前・事後指導 | ◎2単位  ◎1単位 | | 4  3～4 | 教育実習 | |
| 教職実践演習（中・高） | ◎2単位 | | 4 | 教職実践演習 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 情報学総論  情報と法  情報管理社会論 | ◎2単位  ◎2単位  　2単位 | | 1  2  2 | 情報社会・情報倫理 | |
| アルゴリズムとデータ構造  論理回路  オートマトンと言語理論  ディジタル信号処理  情報科学実験B  情報科学実験C | ◎2単位  ◎2単位  　2単位  　2単位  　2単位  　2単位 | | 2  2  2  2  3  3 | コンピュータ・情報処理（実習を含む。） | |
| データベースシステム論  創造的プログラミング  システム要求分析設計  機械学習 | ◎2単位  ◎2単位  　2単位  　2単位 | | 2  3  3  3 | 情報システム（実習を含む。） | |
| コンピュータネットワーク  符号理論  情報科学実験A | ◎2単位  ◎2単位  　2単位 | | 2  2  3 | 情報通信ネットワーク  (実習を含む。) | |
| モデリング  応用プログラミングA  パターン認識  ヒューマンインタフェース及び演習 | 1単位  　1単位  ◎2単位  　2単位 | | 2  2  3  3 | マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) | |
| 経営管理  情報産業分析  オペレーション計画 | ◎2単位  　2単位  　2単位 | | 3  3  3 | 情報と職業 | |
| （中等）情報科教育法Ⅰ  （中等）情報科教育法Ⅱ | ◎2単位  ◎2単位 | | 3  3 | 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | |
| 免許状取得に必要な  最低修得単位数 | | 67単位 | 内訳 | 免許法施行規則に定める科目 | | 8単位 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目等 | | 23単位 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | | 24単位 | |
| 大学が独自に設定する科目 | | 12単位 | |

行動情報学科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎印は、必修または指定する科目。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区  分 | 授　　業　　科　　目 | 高等学校教諭  一種免許状 | 年次 | 免許法に掲げる科目 |
| 免許法施行規則に定める科目 | 英語コミュニケーション  情報処理・データサイエンス演習  日本国憲法  健康体育実技Ⅰ  健康体育実技Ⅱ  健康体育演習 | ◎2単位  ◎2単位  ◎2単位  　1単位  　1単位  ◎1単位 | 1  1  1～3  1～3  1～3  1～3 | 教育職員免許法施行規則  第66条の6に定める科目  2科目の中から1科目  を必ず履修すること |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | （中等）教育の原理 | ◎2単位 | 2～4 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 |
| （中等）教職入門 | ◎2単位 | 1 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| （中等）教育と社会 | ◎2単位 | 3～4 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| （中等）発達と学習 | ◎2単位 | 2～4 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする子どもの理解 | ◎1単位 | 2～3 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程論 | ◎1単位 | 3 | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の指導法・特別活動論 | ◎2単位 | 3 | 総合的な学習の時間の指導法  特別活動の指導法 |
| 教育の方法・技術 | ◎2単位 | 3 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 生徒指導・進路指導 | ◎2単位 | 3 | 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談 | ◎2単位 | 3 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習  教育実習事前・事後指導 | ◎2単位  ◎1単位 | 4  3～4 | 教育実習 |
| 教職実践演習（中・高） | ◎2単位 | 4 | 教職実践演習 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 情報学総論  情報社会論  社会公共システム論  情報管理社会論 | ◎2単位  　2単位  　2単位  　2単位 | | 1  1  1  2 | 情報社会・情報倫理 | |
| アルゴリズムとデータ構造基礎  データ処理プログラミング  データアナリティクスⅠ  データアナリティクスⅡ | ◎2単位  ◎2単位  　2単位  　2単位 | | 2  2  2  3 | コンピュータ・情報処理（実習を含む。） | |
| ユーザビリティ論  情報システム基礎演習 | 2単位  ◎2単位 | | 1  2 | 情報システム（実習を含む。） | |
| コンピュータネットワーク基礎  情報理論  情報セキュリティと法制度  Webシステム設計演習 | ◎2単位  　2単位  　2単位  　2単位 | | 1  2  2  2 | 情報通信ネットワーク  (実習を含む。) | |
| 知的情報システム開発Ⅰ  知的情報システム開発Ⅱ  視聴覚教育メディア論 | 2単位  　2単位  ◎2単位 | | 2  3  3 | マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) | |
| マネジメントデザイン  サービス・イノベーション  産業社会行動分析  オペレーション計画 | ◎2単位  　2単位  　2単位  　2単位 | | 1  2  3  3 | 情報と職業 | |
| （中等）情報科教育法Ⅰ  （中等）情報科教育法Ⅱ | ◎2単位  ◎2単位 | | 3  3 | 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | |
| 免許状取得に必要な  最低修得単位数 | | 67単位 | 内訳 | 免許法施行規則に定める科目 | | 8単位 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目等 | | 23単位 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | | 24単位 | |
| 大学が独自に設定する科目 | | 12単位 | |

情報社会学科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎印は、必修または指定する科目。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区  分 | 授　　業　　科　　目 | 高等学校教諭  一種免許状 | 年次 | 免許法に掲げる科目 |
| 免許法施行規則に定める科目 | 英語コミュニケーション  情報処理・データサイエンス演習  日本国憲法  健康体育実技Ⅰ  健康体育実技Ⅱ  健康体育演習 | ◎2単位  ◎2単位  ◎2単位  　1単位  　1単位  ◎1単位 | 1  1  1～3  1～3  1～3  1～3 | 教育職員免許法施行規則  第66条の6に定める科目  2科目の中から1科目  を必ず履修すること |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | （中等）教育の原理 | ◎2単位 | 2～4 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 |
| （中等）教職入門 | ◎2単位 | 1 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| （中等）教育と社会 | ◎2単位 | 3～4 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| （中等）発達と学習 | ◎2単位 | 2～4 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする子どもの理解 | ◎1単位 | 2～3 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程論 | ◎1単位 | 3 | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の指導法・特別活動論 | ◎2単位 | 3 | 総合的な学習の時間の指導法  特別活動の指導法 |
| 教育の方法・技術 | ◎2単位 | 3 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 生徒指導・進路指導 | ◎2単位 | 3 | 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談 | ◎2単位 | 3 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習  教育実習事前・事後指導 | ◎2単位  ◎1単位 | 4  3～4 | 教育実習 |
| 教職実践演習（中・高） | ◎2単位 | 4 | 教職実践演習 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | パブリック・コミュニティ論  メディア文化論  パブリック・ガバナンス論  情報社会思想 | ◎2単位  　2単位  ◎2単位  　2単位 | | | 1  2  2  2 | | 情報社会・情報倫理 | |
| コンピュータ入門  プログラミング  プログラミング入門  データ処理演習  データとプログラミング | ◎2単位  ◎2単位  　1単位  　1単位  　2単位 | | | 1  1  １  １  2 | | コンピュータ・情報処理（実習を含む。） | |
| 社会モデル  データベース論  地理情報システム | ◎2単位  ◎2単位  　2単位 | | | 2  2  2 | | 情報システム（実習を含む。） | |
| コンピュータネットワーク基礎  情報セキュリティと法制度 | ◎2単位  ◎2単位 | | | 1  3 | | 情報通信ネットワーク  (実習を含む。) | |
| メディア・リテラシー  メディア読解演習  Webデザイン  インタビュー・スキルズ  メディア制作演習 | 2単位  ◎1単位  ◎2単位  2単位  　1単位 | | | 1  2  2  2  3 | | マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) | |
| ICT経済論  情報・コミュニティ論  メディア・コンテンツ法 | ◎2単位  　2単位  ◎2単位 | | | 2  2  3 | | 情報と職業 | |
| （中等）情報科教育法Ⅰ  （中等）情報科教育法Ⅱ | ◎2単位  ◎2単位 | | | 3  3 | | 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | |
| 免許状取得に必要な  最低修得単位数 | | | 67単位 | 内訳 | | 免許法施行規則に定める科目 | | 8単位 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目等 | | 23単位 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | | 24単位 | |
| 大学が独自に設定する科目 | | 12単位 | |

## 